

建設工事総合評価方式（簡易型）について

令和8年（2026年）7月

熊本市

熊本市建設工事総合評価方式（簡易型）の実施について

熊本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）発注の建設工事に係る総合評価方式（簡易型）を平成24年度（2012年度）から本格実施しています。制度内容については、以下のとおりです。

1 履行確実性評価価格による評価について

総合評価方式（簡易型）においては、当該契約の内容に適合した履行の確実性が低下する数値的判断基準として履行確実性評価価格を設定し、入札参加者の入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合、履行確実性が低下するものとして、以下の算出式により評価値に反映させる方式です。

このため、入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合は評価値が低下するのみで、失格にはならず、書類審査及びヒアリング等も行いません。

履行確実性評価価格は、以下の履行確実性評価基準額算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。

なお、履行確実性評価基準額（消費税抜。以下同じ。）の算定基準は、最低制限基準額の算定基準と同じです。

(1) 評価値算出式

ア 入札価格が「履行確実性評価価格」以上の場合【評価値算出式①】

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

イ 入札価格が「履行確実性評価価格」未満の場合【評価値算出式②】

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / (\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性評価価格} - \text{入札価格}))$$

(2) 履行確実性評価基準額算定基準

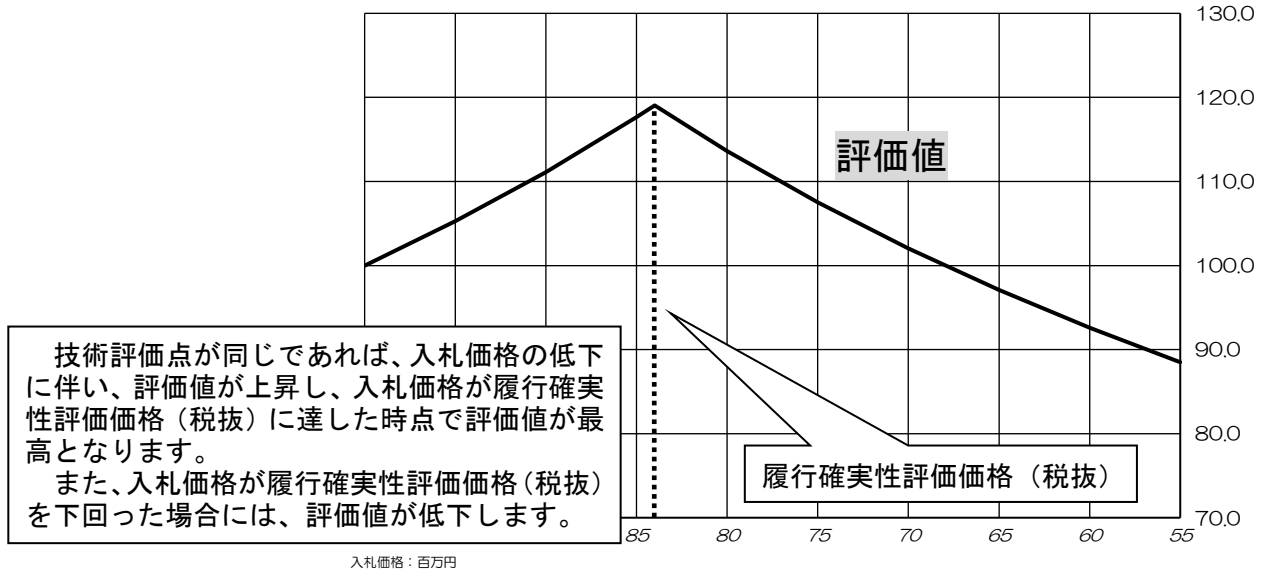
$$\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%$$

※ 上限額及び下限額を予定価格の92%～75%とします。

※ 履行確実性評価価格は、以上の算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。

※ 履行確実性評価基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円未満を切り捨てた額で行います。

【評価変動例】



【評価値算出例】

(1) 評価値算出の条件

履行確実性評価価格（税抜） 84,000,000 円

（株式会社A社） 技術評価点 88点 （標準点75点＋加算点13点）

入札価格 83,000,000 円

（有限会社B社） 技術評価点 91点 （標準点75点＋加算点16点）

入札価格 87,000,000 円

(2) 評価値の算出

（株式会社A社）

入札価格が履行確実性評価価格（税抜）未満のため、【評価値算出式②】を適用する。

$$\text{評価値} = 88 \text{ 点} \div (84,000,000 \text{ 円} + (84,000,000 \text{ 円} - 83,000,000 \text{ 円})) \doteq 103.5294※$$

（有限会社B社）

入札価格が履行確実性評価価格（税抜）以上のため、【評価値算出式①】を適用する。

$$\text{評価値} = 91 \text{ 点} \div 87,000,000 \text{ 円} \doteq 104.5977※$$

※ 評価値を表示する際は、前頁算出式により得られた数値に対し、100,000,000 を乗じ、小数点第4位（5位を四捨五入）までを表示します。

以上の場合、有限会社B社で落札決定します。（ただし、競争入札参加資格があると認めた場合。）

2 落札者決定基準について

案件ごとの詳細については、個別の公告及び入札説明書を確認してください。

(1) 通常

評価項目		評価内容	評価基準	配点※ ₁	配点※ ₂	得点
企業 の 評 価	同種工事の施工実績	国（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。）、都道府県又は市町村（特別地方公共団体を含む。）発注の工事で過去10か年度に完成した同種工事の施工実績	2件	4.0点		／4.0点
			1件	2.0点		
			0件	0.0点		
	登録業種の工事成績評 定点の平均点	熊本市発注の工事で過去5か年度に完成した登録業種の工事成績評定点の平均点	85点以上	5.5点	6.0点	配点※ ₁ ／ 5.5点 配点※ ₂ ／ 6.0点
			84点	5.0点	5.5点	
			83点	4.5点	5.0点	
			82点	4.0点	4.5点	
			81点	3.5点	4.0点	
			80点	3.0点	3.5点	
			79点	2.5点	3.0点	
78点			2.0点	2.5点		
77点			1.5点	2.0点		
76点			1.0点	1.5点		
75点			0.5点	1.0点		
74点	0.0点	0.5点				
74点未満又は実績なし	0.0点	0.0点				
優良工事表彰等の有無	①過去5か年度に登録業種において熊本市優良工事表彰を受けた実績がある ②熊本市発注の工事で過去5か年度に完成した登録業種の工事成績評定点の平均点が87点以上である	①又は②のいずれかに該当する	1.0点		／1.0点	
		いずれにも該当しない	0.0点			
ISO等の認証取得、 熊本県SDGs登録・ 建設キャリアアップシ ステムの登録・ボラン ティア活動・消防団協 力事業所	①ISO9001、ISO14001若しくはエコアクション21の認証を取得している又は熊本県SDGs登録制度の登録事業者である ②建設キャリアアップシステムの登録事業者である ③過去1か年度の熊本市内におけるボランティア活動実績がある ④熊本市消防団協力事業所の認定を受けている	①～④の2項目以上に該当する	0.5点		／0.5点	
		①～④のいずれかに該当する	0.3点			
		いずれにも該当しない	0.0点			
防災協定の締結又は災 害時応急活動の実績	①開札日時点において熊本市と防災協定の締結をしている ②過去2か年度の災害時応急活動の実績がある	①又は②のいずれかに該当する	0.5点		／0.5点	
		いずれにも該当しない	0.0点			
地場企業の活用	本案件の施工について ①全ての1次下請業者が地場企業 ②全て自社施工	①又は②のいずれかに該当する	0.5点	—	配点※ ₁ ／ 0.5点	
		いずれにも該当しない	0.0点	—		
総合評価方式の受注件 数	令和8年（2026年）4月20日以降に熊本市が公告を行った登録業種の総合評価方式（簡易型）対象案件の受注実績の有無	受注実績がない	1.0点		／1.0点	
		受注実績がある	0.0点			
指名停止の状況	熊本市から受けた指名停止措置で、その指名停止期間に「指名停止期間と同期間」を加えた期間が公告日を含んでいるものの回数	なし	0.0点		／0.0点	
		1回	-1.0点			
		2回以上	-2.0点			
配 置 予 定 技 術 者 の 評 価	配置予定技術者の資格 及び雇用状況	配置予定技術者の保有する資格及び雇用状況について ①一級国家資格者又はこれと同等以上の資格を有する者で開札日時点において資格取得後5年以上で、直接かつ継続雇用5年以上 ②一級国家資格者又はこれと同等以上の資格を有する者で開札日時点において資格取得後3年以上5年未満で、直接かつ継続雇用5年以上 ③一級国家資格者又はこれと同等以上の資格を有する者で開札日時点において資格取得後5年以上で、直接かつ継続雇用5年未満	①に該当する	2.0点		／2.0点
			②又は③に該当する	1.0点		
			いずれにも該当しない	0.0点		
	主任（監理）技術者又は 現場代理人としての同 種工事の施工経験	国（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。）、都道府県又は市町村（特別地方公共団体を含む。）発注の工事で過去10か年度に完成した同種工事での主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工経験	2件	4.0点		／4.0点
			1件	2.0点		
			0件	0.0点		
	主任（監理）技術者又は 現場代理人としての登 録業種の工事成績評定 点	熊本市発注の工事で過去5か年度に完成した登録業種の工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもののうち1件の工事成績評定点	85点以上	4.0点		／4.0点
			84点	3.5点		
			83点	3.0点		
			82点	2.5点		
80点～81点			2.0点			
78点～79点			1.5点			
76点～77点			1.0点			
74点～75点			0.5点			
74点未満又は実績なし	0.0点					
優良工事の技術者表彰 又は現場代理人表彰の 有無	過去5か年度に登録業種において熊本市優良工事の技術者表彰又は現場代理人表彰を受けた実績がある	該当する	1.0点		／1.0点	
		該当しない	0.0点			
継続学習制度の受講	過去2か年度の継続学習制度の単位取得数が20単位以上	該当する	0.5点		／0.5点	
		該当しない	0.0点			
若手又は女性技術者の 追加配置	開札日時点において40歳未満又は女性で、直接かつ継続雇用3か月以上の者を追加配置	配置する	0.5点		／0.5点	
		配置しない	0.0点			
合 計						／25.0点

- ・共同企業体案件の場合の技術評価は、共同企業体の代表者について行うものとする。ただし、企業の評価のうち「指名停止の状況」のみ全ての構成員について評価するものとする。
- ・配置予定技術者の評価のうち「若手又は女性技術者の追加配置」については、共同企業体のいずれかの構成員から追加配置ができるものとする。

※1：登録業種が土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事の場合
 ※2：登録業種が土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事以外の業種の場合

(2) 担い手育成タイプ（試行）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
企 業 の 評 価	同種工事の施工実績	国（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。）、都道府県又は市町村（特別地方公共団体を含む。）発注の工事で過去10か年度に完成した「〇〇工事」の施工実績	2件	5.0点	／5.0点
		1件	2.5点		
		0件	0.0点		
	登録業種の工事成績評定点の平均点	熊本市発注の工事で過去5か年度に完成した登録業種の工事成績評定点の平均点	85点以上	8.0点	／8.0点
			84点	7.0点	
			83点	6.0点	
			82点	5.0点	
			80点～81点	4.0点	
			78点～79点	3.0点	
			76点～77点	2.0点	
74点～75点			1.0点		
74点未満又は実績なし			0.0点		
優良工事表彰等の有無	①過去5か年度に登録業種において熊本市優良工事表彰を受けた実績がある ②熊本市発注の工事で過去5か年度に完成した登録業種の工事成績評定点の平均点が87点以上である	①又は②のいずれかに該当する	2.0点	／2.0点	
		いずれにも該当しない	0.0点		
ISO等の認証取得、熊本県SDGs登録・建設キャリアアップシステムの登録・ボランティア活動・消防団協力事業所	①ISO9001、ISO14001若しくはエコアクション21の認証を取得している又は熊本県SDGs登録制度の登録事業者である ②建設キャリアアップシステムの登録事業者である ③過去1か年度の熊本市内におけるボランティア活動実績がある ④熊本市消防団協力事業所の認定を受けている	①～④の2項目以上に該当する	1.0点	／1.0点	
		①～④のいずれかに該当する	0.5点		
		いずれにも該当しない	0.0点		
防災協定の締結又は災害時応急活動の実績	①開札日時点において熊本市と防災協定の締結をしている ②過去2か年度の災害時応急活動の実績がある	①又は②のいずれかに該当する	1.0点	／1.0点	
		いずれにも該当しない	0.0点		
地場企業の活用	全ての1次下請業者が地場企業又は全て自社施工	該当する	1.0点	／1.0点	
		該当しない	0.0点		
総合評価方式の受注件数	令和8年（2026年）4月20日以降に公告を行った登録業種の総合評価方式（簡易型）対象案件の受注実績の有無	受注実績がない	2.0点	／2.0点	
		受注実績がある	0.0点		
指名停止の状況	熊本市から受けた指名停止措置で、その指名停止期間に「指名停止期間と同期間」を加えた期間が公告日を含んでいるものの回数	なし	0.0点	／0.0点	
		1回	-1.0点		
		2回以上	-2.0点		
配置予定技術者の資格及び雇用状況	配置予定技術者の保有する資格及び雇用状況について ①一級国家資格者又はこれと同等以上の資格を有する者で開札日時点において資格取得後5年以上で、直接かつ継続雇用5年以上 ②一級国家資格者又はこれと同等以上の資格を有する者で開札日時点において資格取得後3年以上5年未満で、直接かつ継続雇用5年以上 ③一級国家資格者又はこれと同等以上の資格を有する者で開札日時点において資格取得後5年以上で、直接かつ継続雇用5年未満	①に該当する	3.0点	／3.0点	
		②又は③に該当する	1.5点		
		いずれにも該当しない	0.0点		
継続学習制度の受講	過去2か年度の継続学習制度の単位取得数が20単位以上	該当する	1.0点	／1.0点	
		該当しない	0.0点		
若手又は女性技術者の配置	開札日時点において40歳未満又は女性で、直接かつ継続雇用3か月以上の者を主任（監理）技術者として配置又は追加配置	配置する	1.0点	／1.0点	
		配置しない	0.0点		
合 計				／25.0点	

3 発注標準額について

総合評価一般競争入札の発注標準額については、次のとおりです。

業 種	ランク	令和8年度発注標準額	落札者決定基準
土木一式工事	S	8,500万円以上	通 常
		7,000万円以上	担い手育成タイプ (試行)
	A	3,200万円以上	通 常
		2,800万円以上	担い手育成タイプ (試行)
建築一式工事	A	9,500万円以上	通 常
		8,000万円以上	担い手育成タイプ (試行)
	B	5,000万円以上	通 常
		3,500万円以上	担い手育成タイプ (試行)
電気工事	A	3,000万円以上	通 常
管工事	A	3,000万円以上	
舗装工事	A	3,000万円以上	
		2,500万円以上	担い手育成タイプ (試行)
	B	2,000万円以上	
造園工事	A	4,000万円以上	通 常
水道施設工事	A	5,000万円以上	
等級（ランク）付けのない 業種		4,000万円以上	

※ ただし、入札参加者が少ない等、競争性が確保できないと見込まれる場合は、総合評価方式を実施せず、最低制限価格を設けた一般競争入札を実施します。

4 技術評価にかかる留意事項について

(1) 同種工事の「施工実績」及び「施工経験」の取扱いについて

評価対象とする工事は、原則として、発注業種と同一業種の工事とします。ただし、「土木一式工事Sランク」及び「建築一式工事Aランク」については、発注工事内容に応じて次のとおりとします。

土木一式工事 Sランク

(1) 予定価格：1億円以上の工事案件

- ① 発注が下水道工事案件 ⇒ 下水道工事を評価対象とする
- ② 発注が河川工事案件 ⇒ 河川工事を評価対象とする
- ③ 発注が①及び②以外の工事案件 ⇒ 下水道工事以外の土木一式工事を評価対象とする

(2) 予定価格：7,000万円以上1億円未満の工事案件

発注工事内容にかかわらず全ての土木一式工事が対象

※ 登録業種の工事成績評定点の平均点については、全ての土木一式工事が対象となります。

建築一式工事 Aランク

(1) 発注が、鉄筋コンクリート工事又は鉄骨鉄筋コンクリート工事案件

⇒ 鉄筋コンクリート工事又は鉄骨鉄筋コンクリート工事を評価対象とする。

(2) 発注が、鉄骨工事案件

⇒ 鉄骨工事、鉄筋コンクリート工事又は鉄骨鉄筋コンクリート工事を評価対象とする。

(3) 発注が、(1)及び(2)以外の工事案件

⇒ 発注工事内容にかかわらず全ての建築一式工事を対象とする。

※ (1)及び(2)は、新築、増築又は改築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事に限ります。

※ 発注業種の工事成績評定点の平均点については、全ての建築一式工事が対象となります。

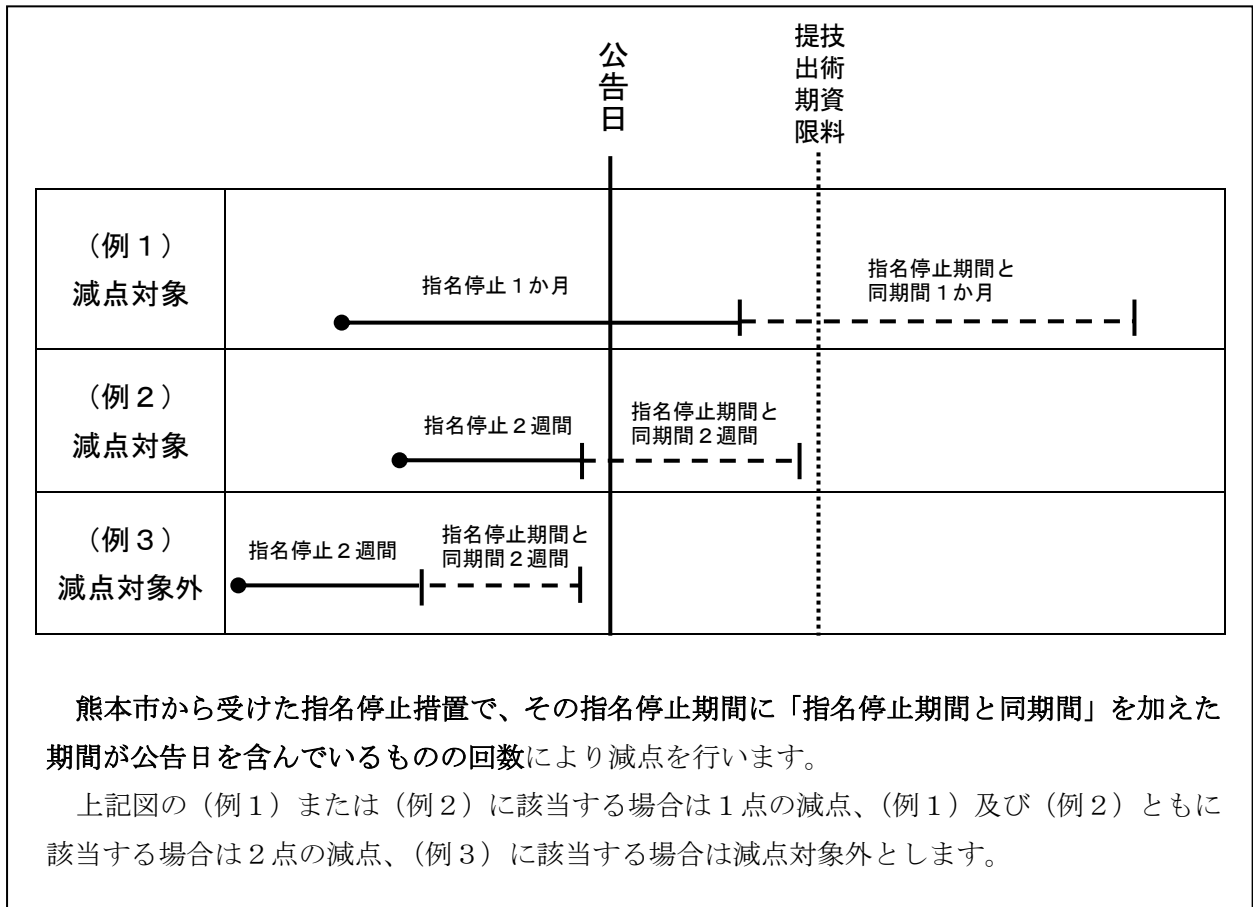
業種	ランク	発注形態	金額
土木一式工事	S	4 J V (予定価格※14億円以上)	3億2,000万円以上
		4 J V (予定価格※12億円以上14億円未満)	2億8,000万円以上
		4 J V (予定価格※10億円以上12億円未満)	2億4,000万円以上
		4 J V (予定価格※8億円以上10億円未満)	2億円以上
		4 J V (予定価格※8億円未満)	1億6,000万円以上
		3 J V	1億2,000万円以上

		2 J V	8,000 万円以上
		単体 (予定価格 1 億円以上)	5,600 万円以上
		単体 (予定価格 7,000 万円以上 1 億円未満)	4,200 万円以上
	A	単体	2,000 万円以上
建築一式工事	A	4 J V (予定価格※16 億 8,000 万円以上)	3 億 8,400 万円以上
		4 J V (予定価格※14 億 4,000 万円以上 16 億 8,000 万円未満)	3 億 3,600 万円以上
		4 J V (予定価格※12 億円以上 14 億 4,000 万円未満)	2 億 8,800 万円以上
		4 J V (予定価格※9 億 6,000 万円以上 12 億円未満)	2 億 4,000 万円以上
		4 J V (予定価格※9 億 6,000 万円未満)	1 億 9,200 万円以上
		3 J V	1 億 4,400 万円以上
	2 J V	9,600 万円以上	
	単体	6,400 万円以上	
B	単体	800 万円以上	
電気・管工事	A	4 J V (予定価格※5 億 6,000 万円以上)	1 億 2,800 万円以上
		4 J V (予定価格※4 億 8,000 万円以上 5 億 6,000 万円未満)	1 億 1,200 万円以上
		4 J V (予定価格※4 億円以上 4 億 8,000 万円未満)	9,600 万円以上
		4 J V (予定価格※3 億 2,000 万円以上 4 億円未満)	8,000 万円以上
		4 J V (予定価格※3 億 2,000 万円未満)	6,400 万円以上
		3 J V	4,800 万円以上
		2 J V	3,200 万円以上
	単体	800 万円以上	
舗装工事	A	4 J V (予定価格※5 億 6,000 万円以上)	1 億 2,800 万円以上
		4 J V (予定価格※4 億 8,000 万円以上 5 億 6,000 万円未満)	1 億 1,200 万円以上
		4 J V (予定価格※4 億円以上 4 億 8,000 万円未満)	9,600 万円以上
		4 J V (予定価格※3 億 2,000 万円以上 4 億円未満)	8,000 万円以上
		4 J V (予定価格※3 億 2,000 万円未満)	6,400 万円以上
		3 J V	4,800 万円以上
		2 J V	3,200 万円以上
	単体	2,000 万円以上	
B	単体	800 万円以上	
造園工事	A	4 J V (予定価格※2 億 1,000 万円以上)	4,800 万円以上
		4 J V (予定価格※1 億 8,000 万円以上 2 億 1,000 万円未満)	4,200 万円以上
		4 J V (予定価格※1 億 5,000 万円以上 1 億 8,000 万円未満)	3,600 万円以上
		4 J V (予定価格※1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満)	3,000 万円以上
		4 J V (予定価格※1 億 2,000 万円未満)	2,400 万円以上
		3 J V	1,800 万円以上
		2 J V	1,200 万円以上
	単体	800 万円以上	
水道施設工事	A	4 J V (予定価格※7 億円以上)	1 億 6,000 万円以上
		4 J V (予定価格※6 億円以上 7 億円未満)	1 億 4,000 万円以上

	4 J V (予定価格※5 億円以上 6 億円未満)	1 億 2,000 万円以上
	4 J V (予定価格※4 億円以上 5 億円未満)	1 億円以上
	4 J V (予定価格※4 億円未満)	8,000 万円以上
	3 J V	6,000 万円以上
	2 J V	4,000 万円以上
	単体	2,000 万円以上
とび・土工・コンクリート工の細業種 (法面処理工事、安全施設工事、橋梁補修工事、グラウト工事、杭打工事及びとび土工その他工事)	4 J V (予定価格※2 億 1,000 万円以上)	4,800 万円以上
	4 J V (予定価格※1 億 8,000 万円以上 2 億 1,000 万円未満)	4,200 万円以上
	4 J V (予定価格※1 億 5,000 万円以上 1 億 8,000 万円未満)	3,600 万円以上
	4 J V (予定価格※1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満)	3,000 万円以上
	4 J V (予定価格※1 億 2,000 万円未満)	2,400 万円以上
	3 J V	1,800 万円以上
	2 J V	1,200 万円以上
格付け (ランク付け) のない業種 (とび・土工・コンクリート工を除く。)	単体	800 万円以上
	4 J V (予定価格※3 億 5,000 万円以上)	8,000 万円以上
	4 J V (予定価格※3 億円以上 3 億 5,000 万円未満)	7,000 万円以上
	4 J V (予定価格※2 億 5,000 万円以上 3 億円未満)	6,000 万円以上
	4 J V (予定価格※2 億円以上 2 億 5,000 万円未満)	5,000 万円以上
	4 J V (予定価格※2 億円未満)	4,000 万円以上
	3 J V	3,000 万円以上
	2 J V	2,000 万円以上
単体	800 万円以上	

※ 発注形態が 4 J V 以上の予定価格は、消費税分を除く。また工期が 1 2 か月を超える場合にあっては、当該金額を月数で除して 1 2 を乗じた額とする。

(2) 指名停止の取り扱いについて



(3) 評価内容の担保

ア 主任（監理）技術者

- (7) 落札者は、競争入札参加資格要件を満たすと評価された配置予定技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工事の現場に主任技術者又は監理技術者として配置するものとする。
また、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する専任を要する工事である場合は、同法第7条第2号に規定する営業所技術者又は同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者でない者を専任で配置できること。この場合において、当該技術者は直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を有する者であること。
- (イ) 落札者の決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス」（以下「CORINS」という。）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。
- (ウ) 配置予定技術者が複数名いる場合は、契約締結日において配置する技術者（以下「配置技術者」という。）を確定することとし、それ以降における他の配置予定技術者への変更は認めないものとする。ただし、余裕期間を設定した案件については、実工事期間の始期までは、他の配置予定技術者への変更を認めるものとする。
- (エ) 配置予定技術者又は配置技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合においては、当該工事の競争入札参加資格におい

て付した条件を満たし、かつ評価に関する基準による得点に変更前の技術者の得点以上となる技術者へ変更することができるものとする。

なお、当該条件を満たす技術者を配置できないときは、契約前にあつては契約を締結しないことがあり、契約後にあつては変更前の技術者と変更後の技術者の得点の差点を工事成績評定点から減点するものとする。ただし、その差点が5点を超える場合は、5点を減点するものとする。

- (オ) 配置予定技術者又は配置技術者を当該工事に配置できなくなり、さらに後任の技術者を配置できないときは、契約前にあつては契約を締結しないことがあり、契約後にあつては契約の解除等の措置をとることがあるものとする。

また、病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合を除き、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号）等に基づく指名停止その他の措置を行うことがあるものとする。

- (カ) その他、主任技術者又は監理技術者の配置については「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号）によるものとする。

イ 地場企業の活用

落札者が技術資料において、地場企業の活用の項目について評価を受けている場合は、評価内容を満たす施工が行われているか、施工中及び竣工時に施工体制台帳等で確認を行うものとし、全ての1次下請業者が地場企業又は全て自社施工と認められない場合は、工事成績評定点から当該評価に係る配点を減点するものとする。

ウ 若手又は女性技術者の配置

- (ア) 落札者は、技術資料に若手又は女性技術者の追加配置を記載し評価を受けた場合は、技術資料に記載した若手又は女性技術者を担当技術者として当該工事に配置しなければならない。

- (イ) 技術資料に複数の若手又は女性技術者を記載している場合において、落札決定時に要件を満たさないと評価された者は、担当技術者として当該工事に配置することはできない。

- (ウ) 追加配置する若手又は女性技術者は専任で配置する必要はないが、全工期を通して配置するものとする。

- (エ) 他工事に専任又は常駐（発注者が常駐義務を緩和した場合を除く。）で配置している技術者又は現場代理人は、他工事での専任又は常駐義務違反となるため、若手又は女性技術者として追加配置することはできないものとする。

また、監理技術者補佐として当該工事に配置する技術者は、若手又は女性技術者として追加配置する者として認めない。

- (オ) 追加配置する若手又は女性技術者は、担当技術者としてCORINSに登録すること。

なお、登録の際の担当工事内容は任意とする。

- (カ) 若手又は女性技術者の変更は原則としてできないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合等においては、当初の配置要件を満たす技術者へ変更することができるものとする。

なお、当初の配置要件を満たす技術者を配置できないときは、工事成績評定点から当該評価

に係る配点を減点するものとする。

(キ) 追加配置する若手又は女性技術者は、病休等の特別な理由がある場合を除き、次の①～④の場合において、主任（監理）技術者と同席しなければならない。特別な理由がなく、同席しなかった場合等、全工期を通して若手又は女性技術者を適切に配置したと判断できない場合についても、工事成績評定点から当該評価に係る配点を減点するものとする。

- ① 着工前打ち合わせ時
- ② 工事検査（完成検査、部分完成検査、中間検査、出来高検査、清算出来高検査）時
- ③ 施工計画書に示された確認、立会い等の各段階
- ④ その他、契約条項等により受注者の確認、立会い等を求めた時